

聴聞及び意見の聴取の主宰者並びに弁明録取者として指名する警察職員の基準について

平成7年10月18日

例規（保・生総・交企・執行）第39号

警察本部長

〔沿革〕 平成12年11月例規（生総）第43号 平成19年11月例規（会）第88号

平成23年5月例規（警）第16号

各部長・参事官・所属長

みだしのことについては、次のとおり制定し平成7年10月18日から実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、聴聞および弁明の機会の供与に関する規則に基づく行政庁の指名および指定する職員について（昭和55年例規（保・交企・免許）第35号）は、廃止する。

記

第1 目的

この例規は、千葉県公安委員会の権限に属する事務の処理に関する規程（昭和36年千葉県公安委員会規程第4号）第2条及び第5条の規定により、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞規則」という。）第3条第2項に規定する聴聞の主宰者及び聴聞規則第21条第1項に規定する弁明録取者並びに千葉県公安委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成23年千葉県公安委員会規則第8号。以下「県聴聞規則」という。）第9条第2項に規定する聴聞の主宰者及び県聴聞規則第23条第1項に規定する弁明録取者並びにストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第19号）第2条第2項に規定する意見の聴取の主宰者並びに道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号。以下「意見の聴聞規則」という。）第3条に規定する意見の聴取の主宰者及び意見の聴聞規則第14条第2項に規定する弁明録取者としてそれぞれ指名する警察職員の基準について定めることを目的とする。

第2 指名基準

- 1 総務部の所管法令に規定する聴聞を行う場合の主宰者は、総務部に所属する警視以上の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員の中から指名するものとする。
- 2 生活安全部の所管法令に規定する聴聞又は意見の聴取を行う場合の主宰者は、生活安全部に所属する警視以上の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員の中から指名するものとする。
- 3 交通部の所管法令に規定する聴聞又は意見の聴取を行う場合の主宰者は、次に掲げる者の中からこれを指名するものとする。
 - (1) 交通部の警視以上の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員
 - (2) その他本部長が指名する警察職員
- 4 生活安全部及び交通部の所管法令に規定する弁明の機会を付与する場合の弁明録取者は、巡査部長以上の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員の中から指名するものとする。
- 5 警備部の所管法令に規定する弁明の機会を付与する場合の弁明録取者は、巡査部長以上の階級にある警察官の中から指名するものとする。